

## 規制改革推進会議（第33回） 議事概要

1．日時：平成30年5月25日（金）16:37～17:22

2．場所：4号館12階共用1208特別会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、飯田泰之、江田麻季子、高橋滋、  
野坂美穂、林いづみ、原英史、八代尚宏

（政府）梶山大臣、河内内閣府事務次官、前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、  
福島規制改革推進室次長、荒木参事官、石崎参事官、佐脇参事官、  
谷輪参事官、中沢参事官、西川参事官、福田参事官

4．議題：

（開会）

- 1．地方における規制改革タスクフォースの取りまとめ結果について
- 2．規制改革推進に関する第3次答申について
- 3．規制改革ホットラインについて

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 規制改革推進会議第33回会合を開催いたします。

本日は、安念委員、古森委員、長谷川委員、森下委員、吉田委員が御欠席です。

梶山大臣がおくれてお見えになります。梶山大臣がいらしてからご挨拶をいただきますので、先に議題1「地方における規制改革タスクフォースの取りまとめ結果について」を審議いたします。

まず、タスクフォースの高橋主査代理から御説明をお願いいたします。

高橋委員 地方における手続の様式、書式の統一につきましてタスクフォースを設置いたしましたして、作業を行ってまいりました。八代主査にも積極的に参加いただき、専門委員の方々に参加していただきまして、一定のめどがつかしましたので御報告申し上げます。

全体は事務局から御報告がありますが、まず資料1-1ごらんいただければと思います。右下のところに当初の各省の回答と検討後の各省の回答が比較されています。当初は全く取り組まないといった回答が4つあったりしたのですが、いろいろと調整した結果、（1）（2）、それから、他の自治体や国の書式でも受け付けるといった回答へと、ほとんどのものがそちらに張りついたことから、一定の成果があったのではないかと思います。

詳しいことは事務局よりお願いいたします。

荒木参事官 引き続きまして、事務局から補足的に説明をさせていただきます。

資料 1 - 1 と資料 1 - 2 をご覧いただきたいと思います。

地方における規制改革は、昨年の夏から取り組んでいる課題で、昨年12月12日の本会議におきまして、各府省に改善方策の検討を求める書式等として46の書式等を選定していただき、各府省に求める検討の内容を決定していただきましたが、少し時間が空いておりますので、資料 1 - 1 に沿って全体的にご説明させていただきたいと思います。

一番上に規制改革実施計画を書いておりますが、昨年6月9日に閣議決定した内容でございます。これに従い作業を進めてきたのですが、その内容は、地方自治体における手続上の書式等について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、aとbに該当するものを対象として、改善方策を検討し、結論を得るとされておりました。これに従いまして、まず、緑色の で、各府省に地方自治体における手続上の書式等が異なるもののリストを作成していただいて、その次、 として、実際に書式等が異なることにより事業者として負担が大きいものについての情報提供をしていただきました。その後、地方自治体に意見を伺い、46件の書式等を選定していただきました。

各府省に求める検討の内容は、 の白抜きのところに書いてあるとおりですが、「各府省に検討を求める改善方策は、書式等の統一とする。統一の方法は、国の法令等による書式等の規定、国から地方自治体への技術的助言による書式等の雛形の提示、地方自治体側の連携による書式等の雛形の作成等による。なお、国の法令等で統一的・標準的な書式等が規定されている場合は、その使用を進めることが考えられる。また、書式等が異なることによる事業者の負担の内容に応じて、書式等の統一の検討に併せて、統一的なオンライン化の推進、記載項目の整理等の改善方策を検討することとする」としました。

これに従いまして、12月から各府省に実際に改善方策の検討をしていただきました。その結果、2月までに各府省としての改善方策の案が来ました。その後、閣議決定におきまして「個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する」となっておりますので、その改善方策を地方六団体にお渡しして確認していただきました。その結果、地方六団体から3月12日付で意見が提出されております。参考資料1として付けているものですが、その意見の中におきましては、個別の書式等を対象としたものとして、屋外広告業の関係と生活保護の関係について指摘があり、あと一般的な指摘が何点か付いてきたということでございます。

こういう意見が出てきましたので、その意見を各府省にお渡しして、改善方策の再検討をお願いしました。その結果、各府省において9件の書式等について当初の改善方策が修正されました。修正されました9件の改善方策を含めた中から、タスクフォースにおいて精査が必要と考えるものを選びヒアリングすることとし、33の書式等を対象としまして、タスクフォースで検討をいたしました。開催状況は、資料1-2の13ページの参考2のとおりでございます。

先程、高橋先生からもお話がありましたが、タスクフォースにおける検討前後におきまして、全体的に書式等の統一のほうに寄ったような感じで、各府省の改善方策が変わった

ということでございます。先程もお話がありましたとおり、資料1-1の一番右下のところですが、元々(9)「統一に向けた対応をしない・自治体における対応に委ねる」という余り何もしないという回答があったのですが、当初このような回答があったものにつきましては、全て(1)の分類「新たに統一的・標準的な書式等の作成・検討をする」という方に改善方策が見直されたということになっております。

(2)と(3)につきましては、元々省令とか通知とかで統一的・標準的な書式等が示されているのですが、地方自治体でそれが使われていない場合における対応になります。これにつきましても、元々(3)としまして、既にある書式等をそのままの形で再度使用を進めるといった回答が多かったのですが、地方自治体において使われていないからには何らか使いにくいとかいうことがあることが原因として考えられますので、現在ある書式等について検討・見直しを行った上で、書式等の使用をしていただくことになったということございまして、(3)に区分されていた14件のうち、13件が(2)に移っております。

(7)と(8)のオンライン化を進めるといったものにつきましては、地方税に関する手続が対象になっていますが、地方税に関する手続につきましては、平成31年10月1日に共通電子納税システムが導入される予定になっており、平成32年4月1日には大法人、基本的に資本金が1億円以上ぐらいの法人が対象になりますが、そういう法人に対しては法人住民税等に係る電子申告が義務化される予定になっているなど、政府全体としてオンライン化が進められているところですので、地方税に係る14の書式等につきましては、オンライン化を進める、又はオンライン化の検討を行うという区分として、措置を行っていただくことになりました。

以上、タスクフォースのヒアリングを通じまして、全体的に改善方策の内容がより統一に向けた方向に見直されたということになります。

資料1-1の2ページ目をご覧くださいと思いますが、これは個別の書式等ごとの改善方策をまとめたものになります。矢印の始点にある丸がヒアリングの前の各府省の回答で、矢印の終点の赤丸がヒアリングを経て見直された改善方策になっております。

書式等の名称に黄色が塗ってある部分がタスクフォースでヒアリングの対象とした33の書式等になり、特に黄色が塗ってあるものにつきましては、矢印が大体ついておりまして、改善方策がより統一の方向に見直されたということになっております。

概況としてはこのようになります。

各府省が個別の書式等ごとに講ずべき改善方策の詳細につきましては、別途の資料1-2の4~11ページに個別の書式等ごとに記載させていただいております。ただし、論点が同一のものもありますので、まとめて記載している部分があり、対象とした書式等は46件ですが、項目数としては29になっております。

最後に参考資料2として付けている大部なものは、検討対象とした書式等ごとに、自治体により異なっていることによる事業者の負担の内容から改善方策までの検討の経緯をそれぞれまとめたものになっております。

事務局からの説明は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明に関して御意見、御質問をお願いいたします。

今後のスケジュールはどうなりますか。

荒木参事官 答申に取りまとめた後、各府省の措置状況をフォローアップしていくこととなります。

大田議長 わかりました。八代委員、どうぞ。

八代委員 これは本当に高橋委員をはじめ専門委員や、事務局の方の御苦労でこれだけの成果ができたわけですが、こうした地方自治体の書式の統一化という作業は、本来、民間委員のやることなのかということなのです。もちろんこうした最初のとっかかりをつけるのは民間委員の役割かもしれないけれども、これは本来、総務省や、その中の旧行政管理庁等がやるべき行政改革ではないかということなのです。ですから、少なくともこれをモデルにして、コンスタントに各省に対してこういうことをさらに進めていくべきであるということ、総務省に対して一言書くことが大事ではないかと思えます。

大田議長 それを答申に書くということですか。

八代委員 できればですが。

大田議長 高橋先生、いかがでしょうか。

高橋委員 多分、行政評価局が受けるかどうかという話で、行政評価局がやる気になっていただければ、ぜひやっていただきたいと思えます。

八代委員 だからむしろ行政評価局を呼んで、何で行政評価局がこういうことをやらないのかというのを高橋委員からきちんと問いただしていただくことが必要ではないでしょうか。元々、行政管理庁は、規制改革会議の前身の規制改革委員会を所掌していたところなので、現在でも似たような委員会を持っている筈です。だから本来の業務のはずなので、それを明確に何かの形で注文をつけていただければと思えます。

大田議長 国の規制のレビューは5年ごとの見直しでやっていますが、地方の書式や様式は地方に委ねられているものですから、行管庁も担当していないですね。

荒木参事官 地方に関しては直接の権限は及ばないと承知しています。

八代委員 規制改革推進会議は、それをやれということを総務省に要求するということ、はできないのですか。

大田議長 そういうこととなります。行管庁がサボっていたというよりも、地方に委ねられたものの統一性をどうするかというのは非常に難しい問題です。地方はそれぞれのやり方でやっているわけですが、それを今回は広域的な事業をする企業にとって負担が大きいものを抽出して、それに限定した何とか改善したという次第です。

高橋委員 内閣府がやらないと、多分、行政管理局から地方に直に言うというのは組織法上、難しいかなという気がしてきました。所掌の話も含めて少し事務局に詰めていただいたほうがよろしいかと思えます。

大田議長 重要な御指摘だと思います。今後の継続的なあり方について検討をしたいと思えます。

よろしいですか。ここで議題2に入りますが、梶山大臣がお見えになりましたので、報道関係の方に御入室いただきます。

(報道関係者入室)

大田議長 それでは、梶山大臣、一言、御挨拶をお願いいたします。

梶山大臣 梶山でございます。

委員各位におかれましては、お忙しい中、本日も御出席をいただきましてまことにありがとうございます。国会日程で出席がおくれましたこと、大変申しわけなく思っているところであります。卸売市場法、きょう衆議院を通過したところであります。

本日、第3次答申案について御議論をいただくことになっております。昨年7月から約1年間にわたる委員の皆様の精力的な議論の集大成として、改革提案が答申としてまとめられることを期待しております。私も担当大臣として関係省庁との調整を含め、全力でサポートをしまいたいと思っております。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

大田議長 梶山大臣にはこれまでもサポートしていただいておりますが、大詰めですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 それでは、議題2「規制改革に関する第3次答申について」を審議いたします。事務局より資料の説明をお願いいたします。

佐脇参事官 お手元の資料2-1、資料2-2をごらんください。

資料2-1は資料2-2のうち、大きな項目の目次を抜粋したのになってございますので、全体につきましては資料2-2をなめるように御説明させていただければと思えます。

ページをめくっていただきますと目次が数ページ続きまして、下のほうにページ数がございまして、1ページ目でございます。総論でございます。「1.はじめに」ということで、推進会議の設置あるいは審議経過をごく簡単に書いた上で、「2.規制改革を巡る情勢と会議の役割」を書いてあります。

課題の観点、第1として技術革新のスピードに制度改革が追いつかないことに対する対応。第2といたしまして、多様性を包含する制度への変革をどう進めるか。こういったものに対しまして「これまで」と書いてありますけれども、環境の変化に対し、一部の例外措置を設けることで対応してきたことが、ICTやAIといったものが企業活動、国民生活に劇的な変化を与える時代において弊害が生じてきているのではないかと。その一つは、裁量に基づく手法が本質的対応をおくらせているのではないかと。

次のページ上でございますが、2つ目といたしまして所管省庁の説明責任が果たされて

いないということではないかということ。3つ目といたしまして、環境変化に応じた規制制度の見直しというものが放置され、行政の不作为とも呼べる状況になっているのではないかと。4つ目として、技術革新の波から我が国が取り残される懸念があるのではないかと。ということでございます。その結果、既得権益を保護する大きな岩盤規制が生み出され、革新的事業者の登場を阻んでいるということでございます。さらに行法によって縦割りになったものが、新しいサービスを挑もうとする者に大きなハードルを与えてしまっているのではないかと問題意識を書きました。

2ページ目、下にありますように、次に会議としてどういう視点を重視したかということとを数点書いております。ページめくっていただきまして、第1に、徹底的に利用者の視点に立つこと。第2に、現場の要望にしっかり向き合うこと。第3に、既存の制度の枠にとらわれない問題解決の道を探ることとでございます。

「3. 審議経過」でございますが、(1)に審議テーマの設定と審議体制を書きました。

次のページ、(2)が実施計画のフォローアップ、(3)が公開ディスカッション、ことしは3月27日に「オンライン医療の推進に向けて」と題するものを行っております。(4)は先ほど言いました現場の要望にしっかり向き合う典型例だと思っておりますが、規制改革ホットラインにおける提案でございまして、平成28年8月以降、5月15日現在で1,160件。この件数までがホームページで回答を含めて公開できる全ケースになっていると聞いております。

ことしの特徴といたしましては2つあります。1つは集中受付期間を例年の10月、11月から9月に前倒したこと。それから、最後のほうに「また」とありますけれども、専門チーム会合を開催したということでございます。

(5)は規制所管府省による主体的な規制改革の取り組みということで、規制レビューでございます。総務省との連携も強化すると書いてあります。

5ページ目に移りますけれども、答申の実現に向けてということで、ことしも規制改革実施計画の閣議決定を求めています。この答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップを強く期待すると書いてあります。

「5. 次のステップへ」でございますが、次期の会議活動方針の策定ということで、例年どおり7月が1つの開始のタイミングになるかと思っております。最後の期になりますので6月までとなっております。

決定事項のフォローアップでございます。フォローアップ、とりわけ下のほうに書いてございますけれども、十分なフォローアップの1つの方法といたしまして、決定事項を規制所管府省が実行する前に、事前に会議に諮るなどといった強力なフォローアップの仕組みの導入を望むというふうに書いてあります。

以上が総論でございまして、個別分野、まず第1に「行政手続コストの削減」でございます。さまざまな取り組みで事業者負担のコスト削減が行われたことが書いてございますし、6ページ目の下には今後の展望を含めまして、例えば下から2つ目、国から地方

自治体に対してあらゆるルートで事業者の行政手続コストの削減への理解と協力を要請するという。それから、次期以降、定期的な実質的な評価、さらには必要に応じて対策の積み増しの要請、事業者の負担軽減状況についての定量的なコストの測定、さらなる事業者要望を踏まえた削減に取り組むと記載しております。

次のページに時間削減の成果につきまして、定量的な評価が掲載されております。

次に で個別分野の改革ということになります。最初の農林分野をモデルに全体の構成でございますけれども、まず(1)に今期の重要課題と書きます。ページをめくっていただきますと、その(2)以降、個別の重立った項目がわかりやすいタイトルで並ぶ形というふうに編集してございまして、最後にフォローアップの項目を入れるということが全体の構成のパターンにしております。

農業の分野、8ページに戻っていただきますと今期の重要課題ということでさまざまな趣旨を書いておりますけれども、具体的な項目は9ページ以降になっておりまして、(2)は卸売市場を含めた流通構造改革。これは先ほど大臣からお話ございましたように法律の形で進んでおります。(3)は新たなニーズに対応した農地制度の見直しということで、コンクリート張りした農業用ハウス等の扱いがポイントでございました。

11ページ目でございますけれども、農協改革の着実な推進、農地集積・集約化、そしてにありますように、新しい農業生産拠点の立地環境ということも話題になり、12ページの上にあるような植物工場が議論されました。そのほかドローンなども扱っております。

13ページ、林業でございますけれども、これは第2次答申に触れておりますが、今期におきましても国産材の流通あるいは利用を過度に制限している規制の基準の見直し等々が書いてございます。

16ページには重点的フォローアップに取り組んだ事項といたしまして、数項目書いた上でとじております。

17ページは水産分野でございます。水産分野につきましては現在、調整中の案件が多くございまして、ペンディングの記載になっております。

17ページ「3. 医療・介護分野」でございます。今期の重要課題といたしまして、2つ目のパラグラフにありますようにIoT、AIの全面的な活用ということで、Society 5.0に向けた医療の実現という重要項目と書かれて議論いただいております。

項目は18ページからでございますけれども、(2)がオンライン医療の普及の促進。オンライン診療の取り扱いの明確化から数ページにわたりまして、22ページの電子処方箋実務の完全電子化ということで12項目並んでおります。

(3)医療系ベンチャーの支援の取り組みでございまして、革新的医薬品の適正なイノベーションの評価ほか、このページいっぱい書いてございまして、次のページが独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化ということで、数ページにわたりまして書いてございます。電子化の推進、審査過程の透明化、その他、手続を簡略化するための諸措置について書いてございまして、25ページに移ります。食薬区分の運用改善、それか

ら、次のページに機能性表示食品制度の運用改善でございます。

(7)は前期もやっておりましたが、社会保険診療報酬支払基金に関する見直しということで、数ページにわたりまして項目が書いてあります。コンピューターシステムの開発におけるIT、内閣情報通信政策官との連携、その他さまざまな合理化のための取り組み、組織改編に関する記載がございます。

29ページ、これもかつて議論したものについて、改めての措置事項でございますけれども、患者申出療養制度の普及に向けた対応でございます。医療・介護分野の重点的フォローアップに取り組んだ事項は30ページの(9)でございます、3点書いております。

次に「4.保育・雇用分野」でございます。この分野も第2次答申で待機児童問題を議論して、既に2次答申で発表済みになってございますが、今期、日本で学ぶ留学生の就職率向上ということで、さまざまな取り組みについて書いております。

次のページにありますように、在留資格の変更手続の透明化・簡素化、高度人材ポイント制の活用、企業要件の見直し、その他でございます。

33ページが保育分野の規制改革でございます。項目、34ページにありますように大型の駆動補助機つき乳母車に関する規制の見直しで、待機児童対策という観点からの保育士の方々の負担軽減に資する対策と記述しております。

(4)は重点的フォローアップに取り組んだ事項でございます、次のページにありますように、これまでの議論の重立ったものでジョブ型正社員の雇用ルールの加速、その他についてのフォローアップの結果が書いてあります。

35ページ、下から「5.投資等分野」に入りまして、今期の重要課題にありますとおり電波制度改革、放送をめぐる規制改革、官民データ活用と電子政府化の徹底、エネルギー分野の規制改革、金融・資金調達に関する規制改革、確定拠出年金に関する規制改革と並んでおります。

36ページ、上にありますように林業、保育に並びまして、電波につきましても第2次答申で発表済みになってございます。

(2)～(4)は放送をめぐる規制改革で、調整中のためペンディングになってございます。

(5)以下、エネルギー分野の規制改革でございます、36ページの(5)には電力先物市場のあり方、次のページにはガス市場に関連する論点について書いてございまして、40ページまでがそれに関連する項目が7項目並んでおります。

40ページ、下から官民データ活用と電子政府化の徹底ということで関連の項目がありますが、主なものといたしましては41ページ、地方自治体の保有するデータの活用ということでございまして、そのほかマイナンバー、さらには税の関連の手続の簡素化などなど、44ページまで9項目にわたって書いてあります。

45ページ、金融・資金調達に関する規制改革でございます、これもさまざまな改革を書いてございますが、譲渡制限特約つき債権の譲渡に関するさまざまな改革の取り組みそ

の他。それから、クラウドファンディング、確定拠出年金などが並んでおりまして、48ページ(9)まで続きます。

投資等ワーキングにおきましては、他ワーキングに属さないさまざまなホットライン案件が掲載されておりまして、50ページ以降、それを中心に進んでいくこととなりますが、必ずしもそうでないものもまざっておりまして、(10)でございますが、高等教育の遠隔教育における著作権補償の問題の解決ということで、前期以降の重要な課題についてはここに書いてございます。

そのほかさまざまな案件、55ページまで計14項目につきまして書いてありますので、ごらんいただければ幸いです。

フォローアップは56ページでございます。重点的にフォローアップに取り組んだ事項として数項目書いてあります。

57ページから「6. その他重要課題」となっております。これは基本的に本会議で直接取り扱った案件が中心でございます。テーマは2つにそろえておりまして、インバウンド支援、オリパラ成功への規制の改革、それから、地方における規制改革で、これは先ほどの審議で御報告のあったものでございます。

(2)は新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革で、さまざまな議論をしてございます。調整中のためペンディングの記載になってございます。

(3)民泊サービスにおける規制改革といたしまして、下にA、Bとございますが、新法の趣旨にのっとった実施がされるように要請すること、あるいは都道府県などに確認を行い、法律の目的に沿った対応を求めることなど、新しい法律の運用に万全を期すための項目が書いてございます。

59ページ、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し、意見を出した案件でございます。

(5)は再三になりますけれども、地方における規制改革でございます。先ほど荒木参事官から御説明がありましたとおり29項目、68ページまで記載項目が並んでおります。

本会議案件のフォローアップは、タスクフォースの労働基準監督業務の民間活用等なども含めまして68ページに記載してございます。

以下、70ページから、例年になりますけれども、委員の名簿、審議経過、その他の項目を並べてございます。

なお、答申と同時に別途、お席に配付しております規制改革実施計画のフォローアップ結果についてという資料がございます。これは過去、長年にわたる実施計画の実施状況を地道にフォローアップしたものを包括的に並べたものでございまして、しっかりと全ての案件についての実施を管理するということが実現に向けての重要なポイントということで、ことしにおきまして事務局で整理し、同時に公表することにしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、高橋部会長及び各ワーキング・グループの座長から補足説明を順にお願いいたします。

まず高橋部会長からお願いします。

高橋委員 行政手続コストについてでございます。行政手続コストの削減につきましては、2020年まで20%以上削減するという観点から、各省の簡素化計画を点検し、さらに深掘りして本年度3月末に計画の改定をお願いしました。年間3億3,000万時間、金額換算では8,000億円の事業者の行政手続コストのうち7,000万時間、金額換算では2,000億円の削減、削減率22%が実現するという見通しでございます。

今後とも各省の取り組みの進捗状況につきましては、佐脇参事官から御紹介がございましたが、定期的の実績を評価し、不十分な取り組みについては対策の積み増しを養成したいと思っております。

さらに、今年度の重点的な取り組みとしては、自治体に対してあらゆるルートを通じて行政手続の削減を依頼することにしたいと思っております。さらには簡素化・オンライン化に積極的な自治体を応援することでもしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、飯田座長、お願いいたします。

飯田委員 農林ワーキング・グループでは、これまで検討分野としてまいりました農業に加えて、今期は林業についても精力的に審議を進めてまいりました。農業分野に関しましては先ほど大臣からも言及いただきましたように、卸売市場を含めた流通構造の改革及び新たなニーズに対応した農地制度の見直しについて、与党内の議論並びに農林水産業・地域の活力創造プラン等での回答を経て、関連する法案の提出、そして卸売市場に関しては通過を経ております。ただ、この案が実を結ぶためには、法の執行、運用も含めた改革の趣旨の徹底が必要かと存じますので、引き続きフォローアップしてまいりたいと思っております。

また、今期から本格的検討を開始しました林業分野では、昨年、第2次答申においては新たな森林管理システムに関する事項等を取りまとめておりますが、年明け以降は特に木材の需要側、川下側であります木材利用を促進するための規制、具体的にはさまざまな木造建築にかかわる規制について議論を深めておるところであります。

もちろん従前からの検討事項であり、当ワーキング・グループの中心的な課題である農協改革についても、引き続きのフォローアップをしていければと存じます。

私からは以上です。

大田議長 ありがとうございます。

では、野坂座長、お願いします。

野坂委員 水産ワーキング・グループでは、漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実をテーマに議論をしました。昨年9月以来、関係者から幅広くヒアリングし、検

討を進め、11月には議論の整理を公表し、5月15日には農林水産省の同席のもと、委員、専門委員間で改革の方向性をフリーディスカッションし、大きな改革の方向性については整理しつつあるところです。来週にも水産庁の考える具体案のヒアリングを行い、詰めの議論をすることとしており、お手元の答申案は項目のみの記載となっておりますが、この場で口頭にて補足説明いたします。

第1の柱は、資源管理です。科学的知見に基づき国際的に遜色のない方式による新たな資源管理システムを構築することが主な改革事項です。

第2の柱は、流通構造です。ICTの徹底活用による物流の効率化やトレーサビリティを充実させるための仕組みづくりが主な改革事項です。

第3の柱は、担い手の確保・投資の充実のための環境整備です。沖合、遠洋、沿岸、養殖に関する許可制度等の見直しや、改革を担っていただく漁協のガバナンスを改善するための取り組みなどが主な改革事項です。

私からは以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、林座長、お願いします。

林座長 医療・介護ワーキング・グループから御報告いたします。

今期の重要課題等についての項目は、先ほど事務局から御紹介いただいたとおりでございますが、その背景といたしましては皆様御案内のように、我が国が類を見ない少子高齢化社会に突入しているということでございます。たった4年後の2022年度には、いわゆる団塊の世代、昭和22年から24年生まれの方が75歳になり始め、社会保障関係費の急増が見込まれております。一方で現行制度が前提としている支え手となる世代は、年間80万人規模で急激に減少しております。現時点でも既に支え手不足と保険料などの国民負担増の深刻さの度合いが限界に近づきつつあります。支え手の中核を担う勤労世代が抱える将来への不安感、危機感は、消費や投資の活性化を通じた成長の好循環の阻害要因ともなっております。

このような人口構成の変化による財政上の制約が厳しくなる状況の中で、国民皆保険などの医療・介護制度を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会をつくるためには、IoT、AIを全面的に活用した医療資源の効率的な活用、生産性の向上、国民の健康寿命の延伸が不可欠であると考えています。そのための制度構造の改革は、次世代に対する我々の責任であり、2022年に向けて一刻の猶予も許されないと考えております。

そこで、IoT、AIを全面的に活用した医療資源の効率的な活用という検討の観点でオンライン医療の普及促進、また、前会議体より続けております社会保険診療報酬支払基金に関する見直しを取りまとめしております。オンライン医療の普及促進に関しましては、特に移動困難な患者にとって受診から服薬指導、薬の授受までの一気通貫の在宅医療の実現のために、遠隔服薬指導の実現を求めています。また、生産性向上という観点から医療系ベンチャー支援の取り組みやPMDAによる審査の効率化を取りまとめしております。

国民の健康寿命の延伸については、自助の観点からも、機能性表示食品制度や食薬区分の運用改善や、患者申出療養制度の普及に向けた対応を取りまとめております。特に患者申出療養制度につきましては、国内未承認の医薬品などを迅速に保険外併用療養して使用したいという患者の思いに応えるために、前会議体の議論により新たな保険外併用療養制度として創設された制度です。それにもかかわらず、現状では保険適用を前提とする先進医療と同程度の臨床研究報告書を要求するなど、医療機関側の負担の問題が大きく、実際に承認された新技術はたった4件にとどまっております。そのため、当ワーキング・グループにおいては、患者申出療養制度のさらなる活用を促すための方策について検討し、規制改革項目を取りまとめ中でございます。

大田議長 ありがとうございます。

安念座長が御欠席ですので、最後に原座長、お願いいたします。

原座長 投資等分野ですが、放送分野は鋭意議論中でございます。

エネルギー分野、自治体の保有するデータの活用に関しては、先日、意見書の取りまとめをいたしました。

それ以外に、先ほども御紹介がございましたが、1つは金融・資金調達についての議論を行っております。我が国では新しく創業するベンチャー企業や中小企業の資金調達に課題があると言われて久しいと思います。また、FinTechなど新たな技術革新が進む中で、規制体系が追いついていないとの問題も指摘されています。こうした中、今期はクラウドファンディングなど幾つかの課題を議論いたしました。まだ残されている課題は多いと思っております。

また、このほかにホットラインの案件も相当数取り上げました。今期は江田委員のもとで専門チームをつくりまして、確定拠出年金やクリーニング業などの課題を取り扱いました。この専門チームを設けて各省と直接議論するという方式は、相当程度よく機能したのではないかと考えております。ただ、やっていてこんな課題が何で長年解決していないのかという問題が多くございました。しかも、議論していくと一つ一つ難しく、ひっかかって、なかなか進まない。この程度の問題なのになと思いがなかなか進まないという案件が大変多かったと思っております。まだまだやることは多いということでございます。

大田議長 ありがとうございます。

答申案につきましては、引き続き各座長を中心に精査をお願いいたしますが、最終的な修文につきましては、私と金丸議長代理に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

大田議長 ありがとうございます。

それでは、次回会合で安倍総理に提出したいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、引き続き答申の修正作業を行いますので、本日の会議の記者会見におきましては、この資料2 - 1の答申案の構成のみ公表することといたします。

それでは、議題3「規制改革ホットラインについて」を事務局から説明をお願いいたします。

す。

福田参事官 お手元に資料3 - 1を御用意ください。

規制改革ホットラインの運用状況について、御報告いたします。

資料左上の受付件数に1,160件とございますが、これは昨年の第1期からことし5月15日までにホットラインへお寄せいただきました改革提案の合計件数でございます。

同じ資料の上の段の表2、所管省庁への検討要請結果です。上の段の表の右下に記載のとおり、省庁には1,122件の回答要請をいたしました。

そして、資料の下の段の表3、所管省庁からの回答状況です。この下の段の表の左下の記載のとおり、988件の回答を省庁から受け取っております。

続きまして、資料3 - 2をごらんください。ホットラインにいただきました改革提案と所管省庁の回答に対し、さらに精査を検討すべきとホットライン対策チームの先生方によって選択された一覧です。

次ページ以降には、案件ごとの詳細が添付されてございますので、ぜひごらんください。

ホットラインに関する事務局からの報告は、以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上により本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますか。

佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。